一　地域再生計画の作成主体の名称　京丹後市
二　地域再生計画の名称　グリーン・ウエルネス新公共交通体系の実現事業（ＥＶ乗合タクシー事業）
三　地域再生計画の区域の範囲　京丹後市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南丹市
二　地域再生計画の名称　切れ目ない子育て支援と実践型プログラムを通した女性活躍プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　南丹市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府乙訓郡大山崎町
二　地域再生計画の名称　大山崎町観光産業創出事業
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府乙訓郡大山崎町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府久世郡久御山町
二　地域再生計画の名称　にぎわい広がる交流促進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府久世郡久御山町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府綴喜郡井手町
二　地域再生計画の名称　井手町「住んでみたい、住み続けたいまち」推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府綴喜郡井手町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡笠置町
二　地域再生計画の名称　失われた町の宝復活による笠置蘇り物語
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡笠置町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡笠置町
二　地域再生計画の名称　笠置コミュニティ創造事業
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡笠置町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡和束町
二　地域再生計画の名称　茶源郷和束スポーツ聖地化づくり事業～自転車を活用し、「茶源郷」和束の魅力を世界へ～
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡和束町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡南山城村
二　地域再生計画の名称　道の駅　お茶の京都みなみやましろ村を中心とした「小さな拠点」づくり事業
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡南山城村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第八百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三